

研究RI廃棄物の埋設処分等に係る安全規制について

平成20年8月8日

文部科学省 科学技術・学術政策局

原子力安全課 放射線規制室

放射線障害防止法における廃棄物埋設に係る安全規制の基本的な枠組み

段階	事業者	文部科学省
計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 廃棄業の許可申請 </div>	許可(許可基準)
建設 (共通施設・埋設処分施設)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 施設検査申請 </div>	合格
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 放射線障害予防規程届出 </div>	
操業	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;"> 施設の基準適合・測定等の義務の履行 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="color: red; margin: 0;">埋設に係る確認(廃棄の基準)の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設しようとする廃棄物の放射能濃度、標識等の確認 ・トレンチやピットに埋設する方法の確認 </div> </div>	確認
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="color: red; margin: 0;">廃棄物埋設地の管理(廃棄の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水中の放射性同位元素の測定等 </div>	[定期確認、立入検査等]
廃止	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 廃棄業の廃止届出・措置報告 </div>	

注) 赤字は、今後整備が必要な事項が残されているもの。

放射線障害防止法において今後整備する廃棄物埋設及びクリアランスに係る主な規定

整備する主な規定 *		規定の内容	整備時期
廃棄物埋設	トレンチ処分の定義 [省令の整備]	トレンチ処分を行うことができる廃棄物の範囲を明確化するため、トレンチ処分を定義し、その放射能濃度上限値を設定する。	平成20年度
	廃棄業の許可基準 [施行規則第14条の12第1号に基づく告示の整備]	<p>線量基準を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理期間中 : 1mSv/y (通常の事象) ・管理期間終了後 : 10 μ Sv/y (通常の事象) <li style="padding-left: 100px;">: 10 μ Sv/y を著しく超えないこと (発生頻度が小さい事象) <p>※原子力安全委員会が決定した「放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方」(昭和63年3月)に準ずる。</p>	平成20年度
クリアランス [法律、政省令、告示の整備]		放射性同位元素及び放射線発生装置の使用施設等で用いた資材等のクリアランスレベル及びクリアランス判断に係る確認方法等を定める。	研究施設等 廃棄物の埋設開始までに整備

* その他に廃棄業の許可基準として固型化の方法等、廃棄の基準として埋設しようとする廃棄物に付す標識、地下水中の放射性同位元素の測定等を、埋設計画の進捗に応じて随時整備する予定である。